【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年６月30日
【会社名】	品川リフラクトリーズ株式会社
【英訳名】	SHINAGAWA REFRACTORIES CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　　相川　貢
【本店の所在の場所】	東京都千代田区大手町二丁目２番１号
【電話番号】	03（6265）1600
【事務連絡者氏名】	経理部長　　下山　隆行
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区大手町二丁目２番１号
【電話番号】	03（6265）1600
【事務連絡者氏名】	経理部長　　下山　隆行
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号） 証券会員制法人札幌証券取引所 （札幌市中央区南一条西五丁目14番地の１）

1【提出理由】

平成28年６月29日開催の当社第182回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号の２の規定に基づき提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成28年６月29日

(2) 当該決議事項の内容

第１号議案　剰余金の配当の件

期末配当に関する事項

当社普通株式１株につき３円

第２号議案　定款一部変更の件

監査等委員会設置会社に移行いたしたく、所要の変更を行う。

第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）８名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として相川貢、吉野良一、飯田栄司、金重利彦、斎藤敬治、加藤健、黒瀬芳和及び山下寛文の８氏を選任する。

第４号議案　監査等委員である取締役５名選任の件

監査等委員である取締役として箱根直意、市川一、豊泉貫太郎、佐藤正典及び中島茂の５氏を選任する。

第５号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

第６号議案　監査等委員である取締役の報酬額設定の件

第７号議案　退任取締役及び退任監査役に対し慰労金贈呈の件

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果 （賛成の割合）
第１号議案	78,735	729	0	※１	可決（98.71%）
第２号議案	79,375	89	0	※２	可決（99.51%）
第３号議案				※３	
相川　貢	74,907	4,557	0		可決（93.91%）
吉野　良一	77,863	1,601	0		可決（97.62%）
飯田　栄司	77,863	1,601	0		可決（97.62%）
金重　利彦	77,854	1,610	0		可決（97.61%）
斎藤　敬治	77,854	1,610	0		可決（97.61%）
加藤　健	77,855	1,609	0		可決（97.61%）
黒瀬　芳和	77,851	1,613	0		可決（97.60%）
山下　寛文	75,147	4,317	0		可決（94.21%）
第４号議案				※３	
箱根　直意	78,882	581	0		可決（98.90%）
市川　一	78,889	574	0		可決（98.91%）
豊泉　貫太郎	78,299	1,164	0		可決（98.17%）
佐藤　正典	74,369	5,094	0		可決（93.24%）
中島　茂	79,106	357	0		可決（99.18%）
第５号議案	78,195	1,255	14	※１	可決（98.03%）
第６号議案	78,184	1,266	14	※１	可決（98.02%）
第７号議案	67,728	11,736	0	※１	可決（84.91%）

（注）※１　（第１号、第５号、第６号及び第７号議案）は、出席（株主総会前日までの事前行使分を含む）株主の議決権の過半数の賛成により可決されます。

※２　（第２号議案）は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席（株主総会前日までの事前行使分を含む）し、出席（株主総会前日までの事前行使分を含む）株主の議決権の３分の２以上の賛成により可決されます。

※３　（第３号及び第４号議案）は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席（株主総会前日までの事前行使分を含む）し、出席（株主総会前日までの事前行使分を含む）株主の議決権の過半数の賛成により可決されます。

(4) 賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数に、株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

当該株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数に、当該株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。